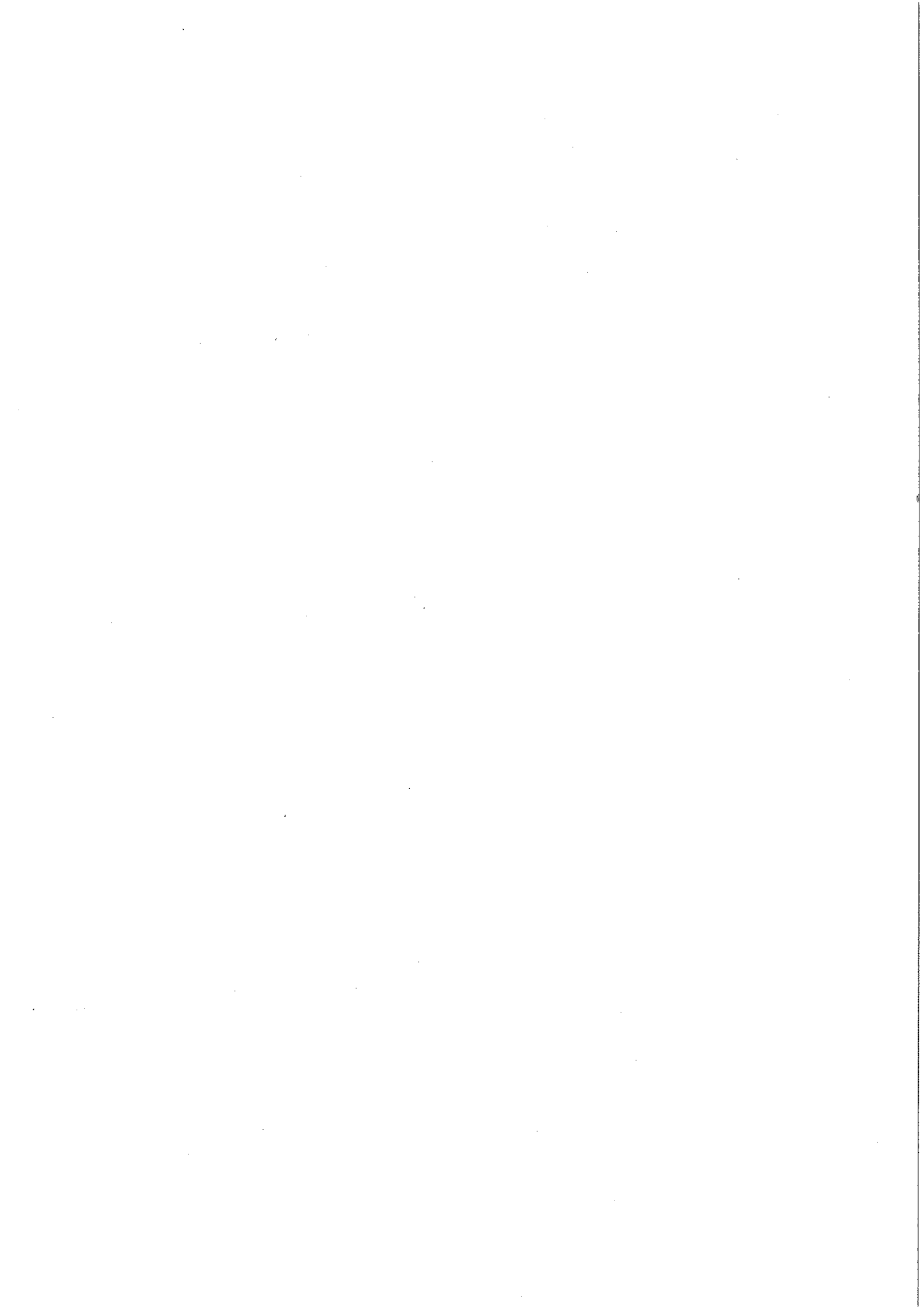


平成26年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

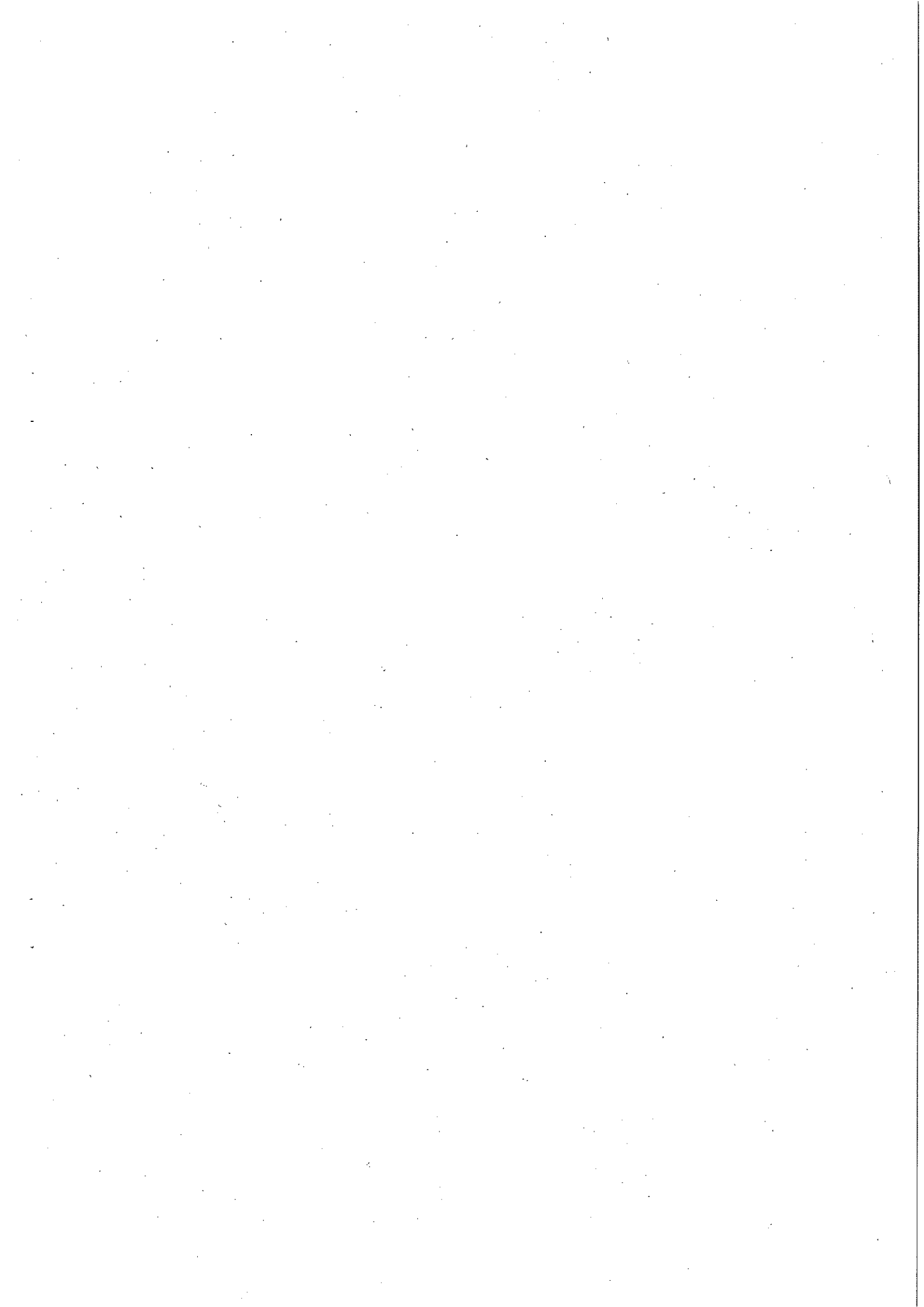
# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 議案参考資料目次

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第2号 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	3
議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	5
議案第4号 平成25年度一般会計補正予算(第2号)について	19
議案第5号 平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	23
議案第6号 平成26年度予算の概要について	27
議案第7号	



3 施行日 公布の日

2 改正内容  
55歳を超える職員について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限って昇給を行い、勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずるもの。

1 概要  
一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、職員の昇給に係る規定を整備するため、所要の改正をするもの。

職員の給与に関する条例の一部改正について

改正	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員(昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として広域連合長が規則で定める)として広域連合長が規則で定める。基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>
現行	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として広域連合長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>6～8 (略)</p>

(附則)  
この条例は、公布の日から施行する。

後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

1 概要  
平成26年度も引き続き、平成25年度と同様の保険料軽減措置を実施するため、本条例の失効する期日を、平成26年3月31日から平成27年3月31日に変更するもの。

2 改正内容  
附則第2条中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

3 施行日  
公布の日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。



後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 概要

平成26年度が後期高齢者医療制度の2年間の財政運営期間の初年度となるため保険料率を改定するとともに、政令に合わせて所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 保険料率改定について

平成26年度及び平成27年度の保険料率として、所得割率を9.00%、被保険者均等割額を45,761円とする。

○保険料率の比較

区分	平成24・25年度	平成26・27年度
所得割率	8.55%	9.00%
被保険者均等割額	43,510円	45,761円

(2) 保険料賦課限度額改定について

保険料賦課限度額について、中間所得者の負担を軽減する観点から、政令が現行の55万円から57万円に改定されるため、政令に合わせて改定するもの。

(3) 保険料軽減対象拡大について

被保険者均等割額の軽減対象について、低所得者の負担を軽減する観点から、政令に合わせて、以下のとおり拡大するもの。

① 2割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 33万円+35万円×被保険者数

(改正後) 33万円+45万円×被保険者数

② 5割軽減の拡大 現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象

とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 33万円+24.5万円×(被保険者数-一世帯主)

(改正後) 33万円+24.5万円×被保険者数

3 施行日

平成26年4月1日

なお、この改正による規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

改正	<p>(所得割率) 第9条 平成26年度及び平成27年度の所得割率は、0.0900とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 平成26年度及び平成27年度の被保険者均等割額は、45,761円とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条に規定する賦課額は、57万円を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)及び(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に24万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する</p>
現行	<p>(所得割率) 第9条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、0.0855とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、43,510円とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条に規定する賦課額は、55万円を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)及び(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する</p>

なお従前の例による。

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、

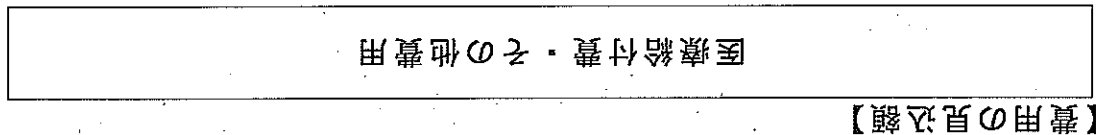
(附則)

<p>2及び3 (略)</p> <p>総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に45万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>
---	---

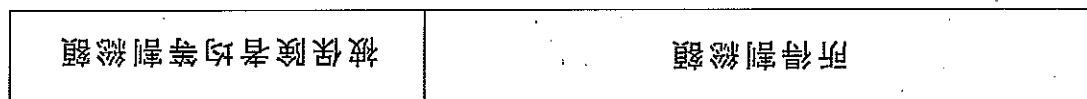
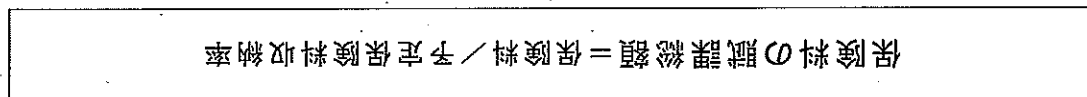
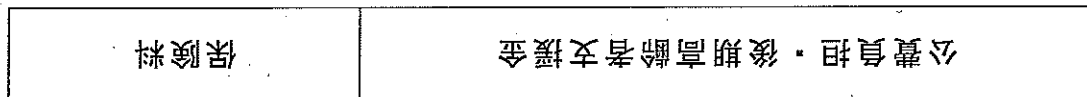
平成 26 年度及び平成 27 年度後期高齢者医療保険料について

(1) 保険料算定の仕組み

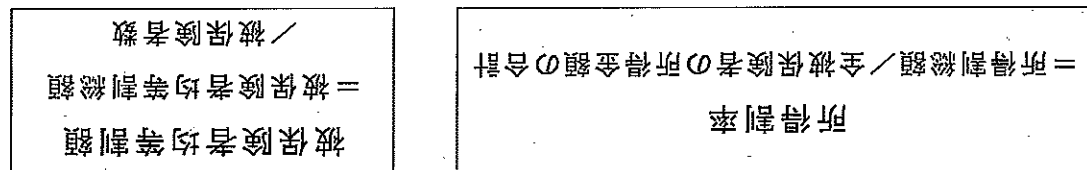
① 保険料賦課総額の算定



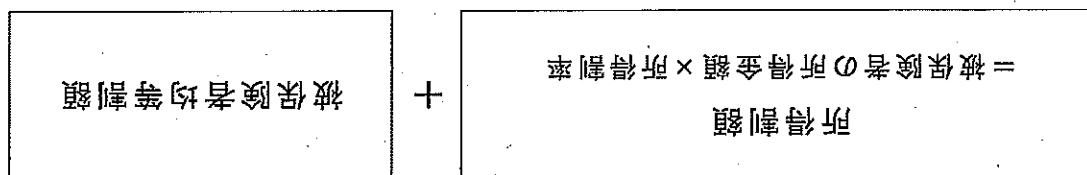
【財源の見込額】



② 保険料率の算定



③ 被保険者一人当たりの保険料 (賦課限度額の算定)



(2) 保険料率の改定

平成 24・25 年度保険料率	所得 割 率 8.55% 被保険者均等割額 43,510 円
平成 26・27 年度保険料率	新たな保険料率の設定

(3) 保険料算定にあたっての数値

区 分	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	伸び率
被 保 険 者 数	1,510,000 人	1,615,000 人	6.95%
医 療 費 総 額 (一人当たりの額)	14,205 億円 (940,733 円)	15,487 億円 (958,921 円)	9.02% (1.93%)
医 療 給 付 費 総 額 (一人当たりの額)	13,065 億円 (865,220 円)	14,281 億円 (884,295 円)	9.31% (2.20%)
そ の 他 費 用 (財政安定化基金拠出金 審査支払手数料、葬祭費 保健事業費等)	134 億円	142 億円	5.97%
後期高齢者負担率	10.51%	10.73%	2.09%

給付率  
伸び率

(4) 保険料の増加抑制

①当初試算による保険料の見込

後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年とされており、当広域連合において、平成26年度及び平成27年度の保険料率を本年2月に決定することとなるが、以下の3点の要因により、保険料は平成24・25年度と比較し、11.18%増加することが見込まれる。

<保険料が増加する要因>

ア 一人当たり医療給付費の伸び

イ 後期高齢者負担率の上昇

ウ 剰余金、県財政安定化基金の未活用

②国が示す保険料増加抑制措置

ア 広域連合の剰余金の活用

イ 県財政安定化基金の活用

③広域連合の対応

○県との協議

ア 平成24・25年度財政運営期間における剰余金の活用 32億円

イ 県財政安定化基金の活用 約94億円

・平成25年度末積立残高

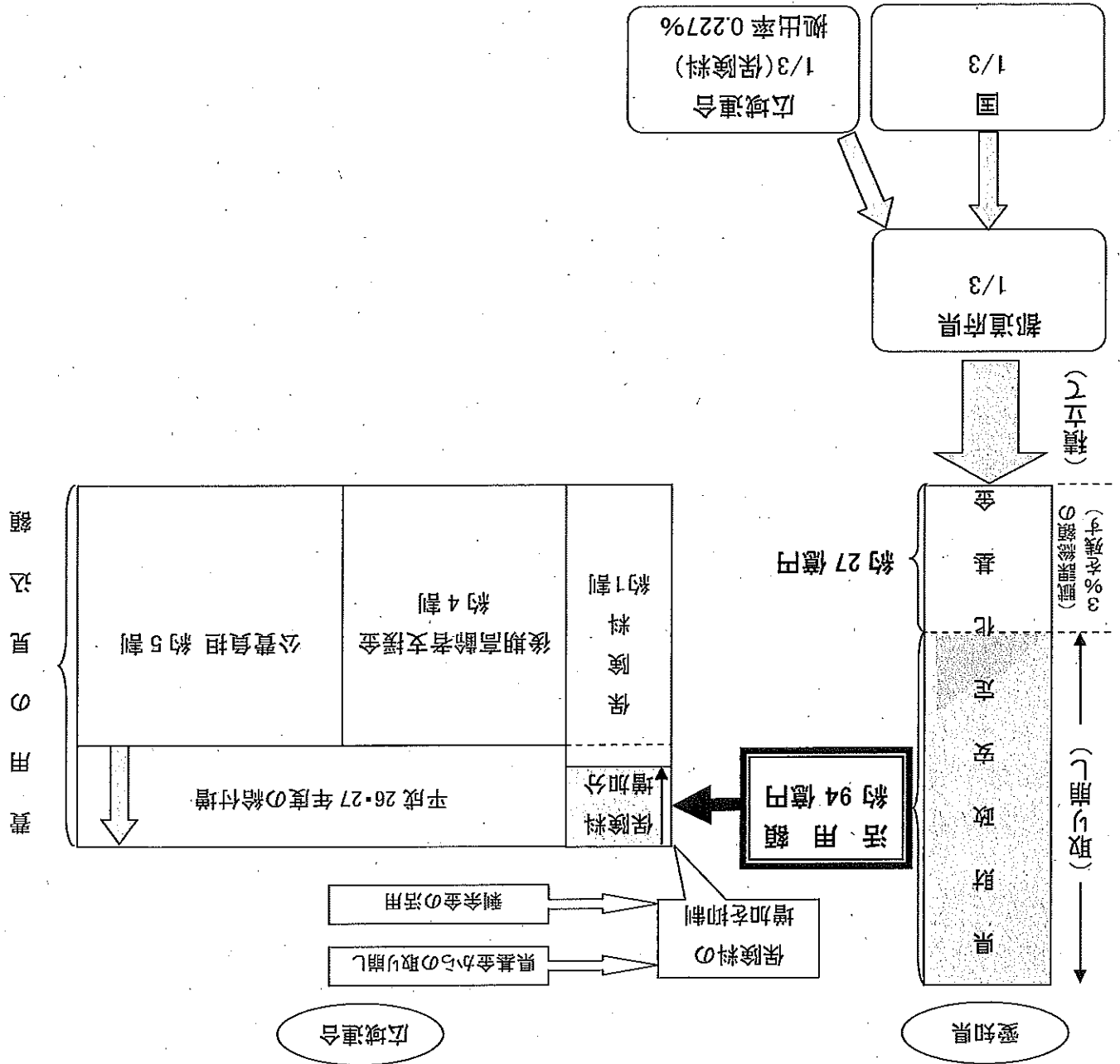
約24億円

・2年間で約97億円積立て(国・県・広域連合各約32億円)

(積立金拠出率0.227%、国：県：広域連合=1：1：1)

・県基金の取り崩し(ただし、賦課総額の3%相当分は取り崩さない。)

2年間で約94億円



(5) 平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率の算定

① 保険料率算定の考え方

平成 26 年度及び平成 27 年度に費用として必要な医療給付費やその他費用の見込額【費用の見込額】から、国・県・市町村が負担する公費負担分として約 5 割と若年世代からの後期高齢者支援金として約 4 割を差引いたものが、保険料として徴収する賦課総額となる(次頁図【財源の見込額】)。それを、所得割総額と被保険者均等割総額に按分して保険料率を算定する。

また、国の政令改正に合わせて、保険料賦課限度額を 55 万円から 57 万円に改定するとともに(16 頁参照)、被保険者均等割軽減について 2 割軽減及び 5 割軽減の対象を拡大する(17、18 頁参照)。

② 試算による結果

(7) 当初試算(増加抑制の対策をしない場合)

当初試算をした結果、平成 26・27 年度の一人当たり平均保険料は 88,899 円で、平成 24・25 年度に比し 11.18% の増となった。増加の要因としては、一人当たり医療給付費の増、後期高齢者負担率の上昇、剰余金・県財政安定化基金の未活用である。

(4) 剰余金を活用

剰余金の見込み額約 32 億円を活用すると、一人当たり平均保険料は 87,358 円で、平成 24・25 年度に比し 9.25% の上昇率となった。

(4) 県財政安定化基金の活用

国は、剰余金等を活用しても上昇率が高い場合は、県財政安定化基金の活用を検討することを示している。

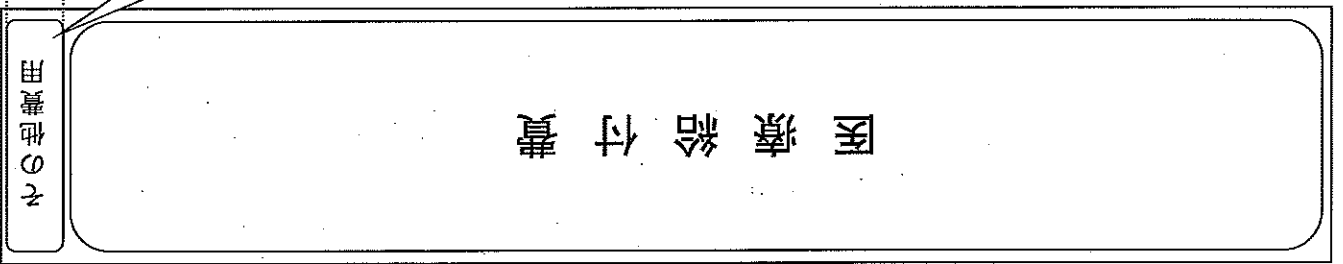
基金の活用について県と協議を行い、2 年間で約 94 億円を活用することと算定した結果、一人当たり平均保険料は 82,584 円で、平成 24・25 年度に比し 3.28% の増に抑制することができた。

③ 保険料率等

区分	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
所得割率	8.55%	9.00%
被保険者均等割額	43,510 円	45,761 円
保険料賦課限度額	55 万円	57 万円
一人当たり平均保険料	79,962 円	82,584 円 (3.28%増)

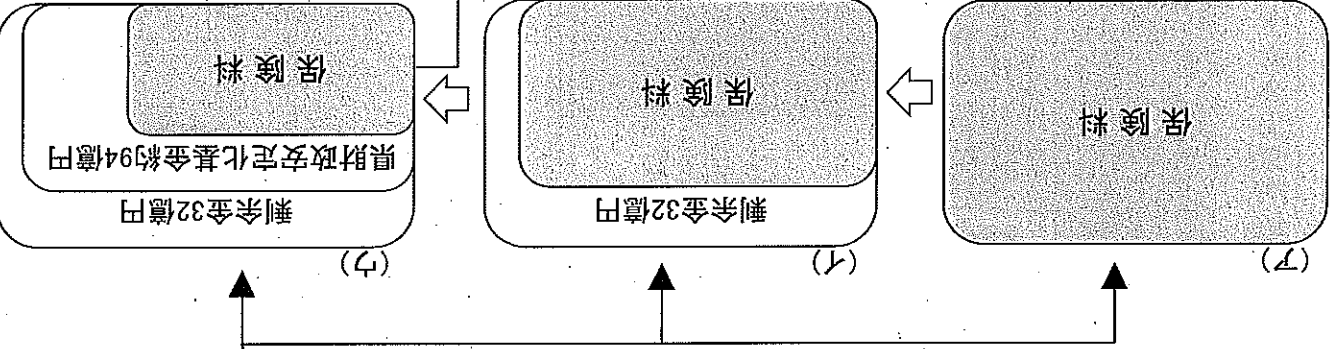
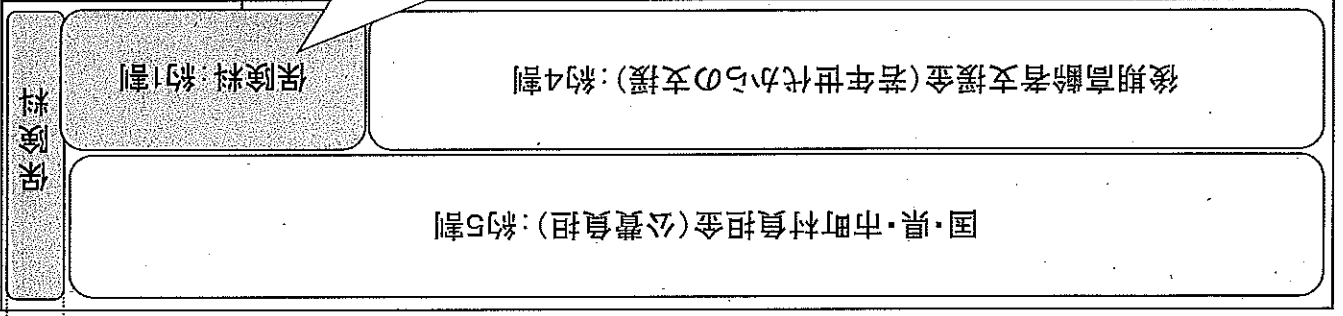


【費用の見込額】



財政安定化基金拠出金  
審査支払手数料  
葬祭費  
保健事業費等

【財源の見込額】



(内訳)

- 一人当たり医療給付費の伸び
- 後期高齢者負担率の上昇
- 剰余金、県財政安定化基金の未活用

【参考】

平成24・25年度  
所得割率 8.55%  
被保険者均等割額 43,510円  
平均保険料 79,962円

所得割率

全被保険者の所得金額の合計

被保険者均等割額

被保険者数

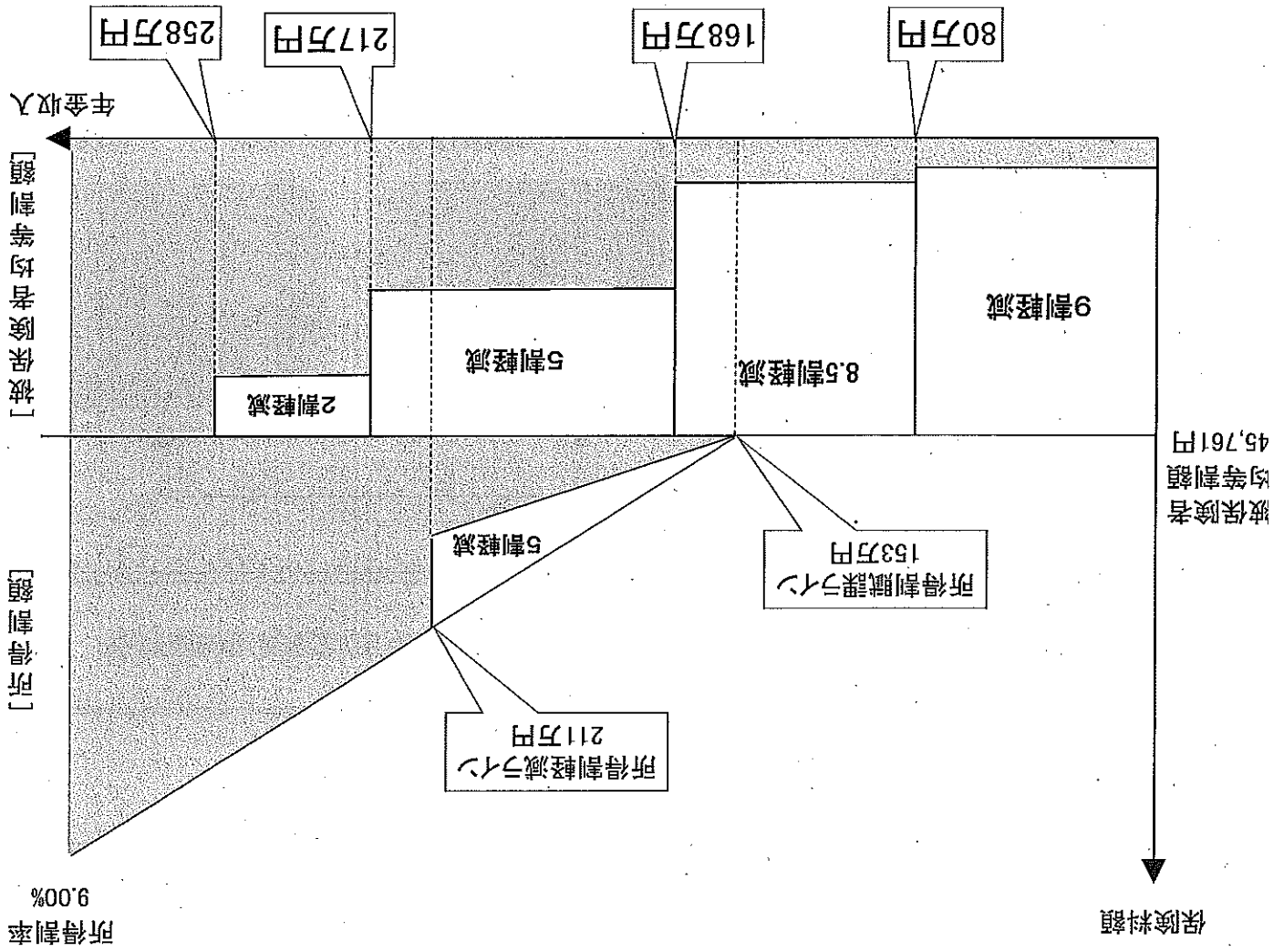
=45,761円

=9.00%

(6) 年金所得者の保険料額の試算モデル

夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）の場合

① 保険料概念図（平成26・27年度）



②年金収入別保険料額比較

(平成24・25年度)

所得割率 8.55%

被保険者均等割額 43,510円

夫の年金収入	790,000円	保険料額	4,300円
所得割額	0円	被保険者均等割額	4,351円 (9割軽減)
夫	4,300円		
妻	4,300円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	4,351円 (9割軽減)
夫	4,300円		
妻	4,300円		



夫の年金収入	1,680,000円	保険料額	12,900円
所得割額	6,413円 (5割軽減)	被保険者均等割額	6,526円 (8.5割軽減)
夫	12,900円		
妻	6,500円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	6,526円 (8.5割軽減)
夫	12,900円		
妻	6,500円		



夫の年金収入	1,925,000円	保険料額	38,600円
所得割額	16,887円 (5割軽減)	被保険者均等割額	21,755円 (5割軽減)
夫	38,600円		
妻	21,700円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	21,755円 (5割軽減)
夫	38,600円		
妻	21,700円		



夫の年金収入	2,380,000円	保険料額	107,400円
所得割額	72,675円	被保険者均等割額	34,808円 (2割軽減)
夫	107,400円		
妻	34,800円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	34,808円 (2割軽減)
夫	107,400円		
妻	34,800円		



夫の年金収入	2,600,000円	保険料額	134,900円
所得割額	91,485円	被保険者均等割額	43,510円
夫	134,900円		
妻	43,500円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	43,510円
夫	134,900円		
妻	43,500円		



(平成26・27年度)

所得割率 9.00%

被保険者均等割額 45,761円

夫の年金収入	790,000円	保険料額	4,500円
所得割額	0円	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)
夫	4,500円		
妻	4,500円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)
夫	4,500円		
妻	4,500円		

夫の年金収入	1,680,000円	保険料額	13,600円
所得割額	6,750円 (5割軽減)	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)
夫	13,600円		
妻	6,800円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)
夫	13,600円		
妻	6,800円		

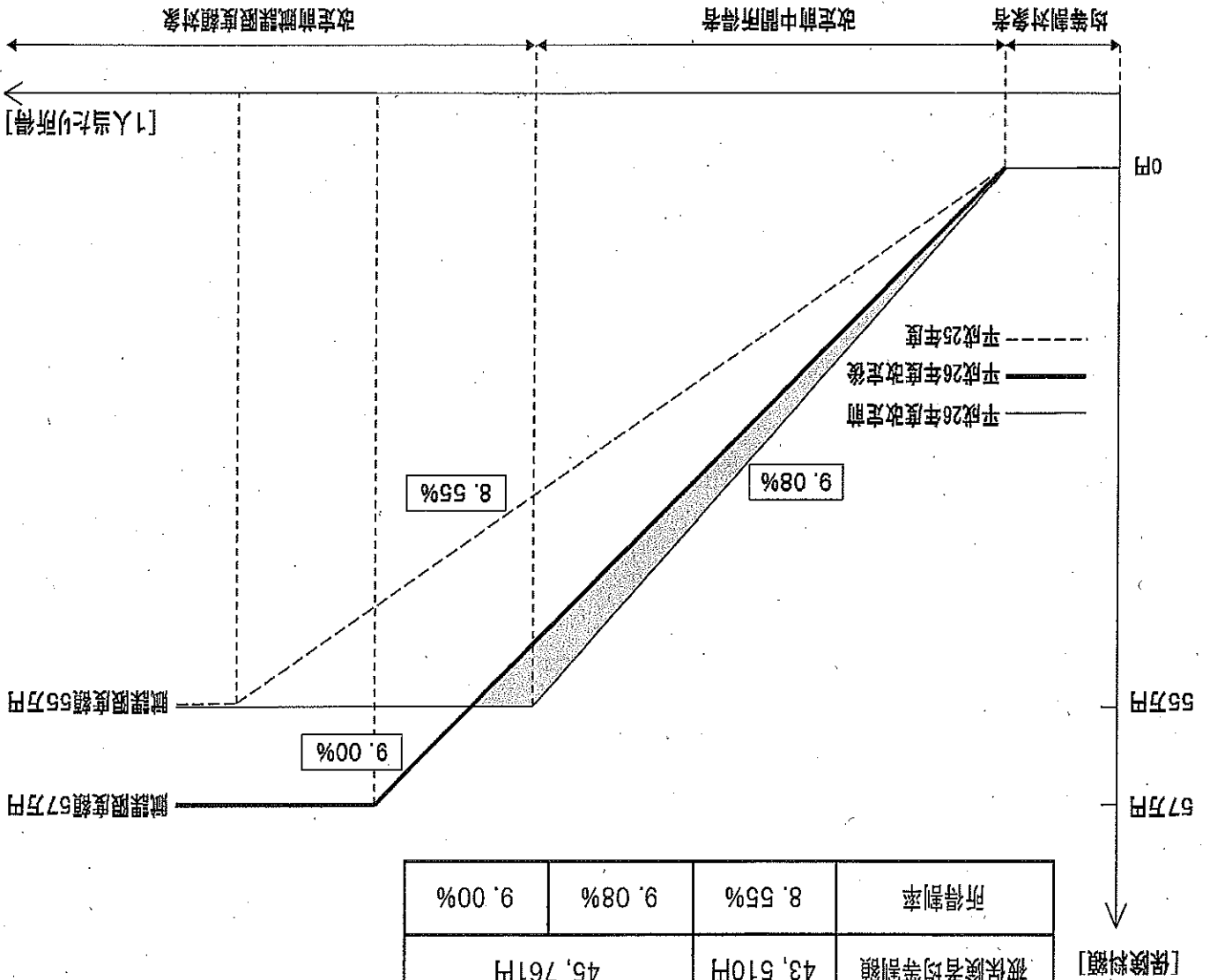
夫の年金収入	1,925,000円	保険料額	40,600円
所得割額	17,775円 (5割軽減)	被保険者均等割額	22,880円 (5割軽減)
夫	40,600円		
妻	22,800円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	22,880円 (5割軽減)
夫	40,600円		
妻	22,800円		

夫の年金収入	2,380,000円	保険料額	113,100円
所得割額	76,500円	被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)
夫	113,100円		
妻	36,600円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)
夫	113,100円		
妻	36,600円		

夫の年金収入	2,600,000円	保険料額	142,000円
所得割額	96,300円	被保険者均等割額	45,761円
夫	142,000円		
妻	45,700円		
所得割額	0円	被保険者均等割額	45,761円
夫	142,000円		
妻	45,700円		

保険料賦課限度額の改定に伴う後期高齢者医療保険料比較

対象年度	賦課限度額	被保険者均等割額	所得割率
平成25年度	55万円	43,510円	8.55%
平成26年度	57万円	45,761円	9.00%



# 保険料軽減対象の拡大

## ①概要

○後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大する。(世帯の所得で判定)

※【】内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の場合

① 2割軽減の拡大

(現行) 基準額

$33万円 + 35万円 \times \text{被保険者数}$  【年金収入 238万円以下】

(改正後) 基準額

$33万円 + 45万円 \times \text{被保険者数}$  【年金収入 258万円以下】

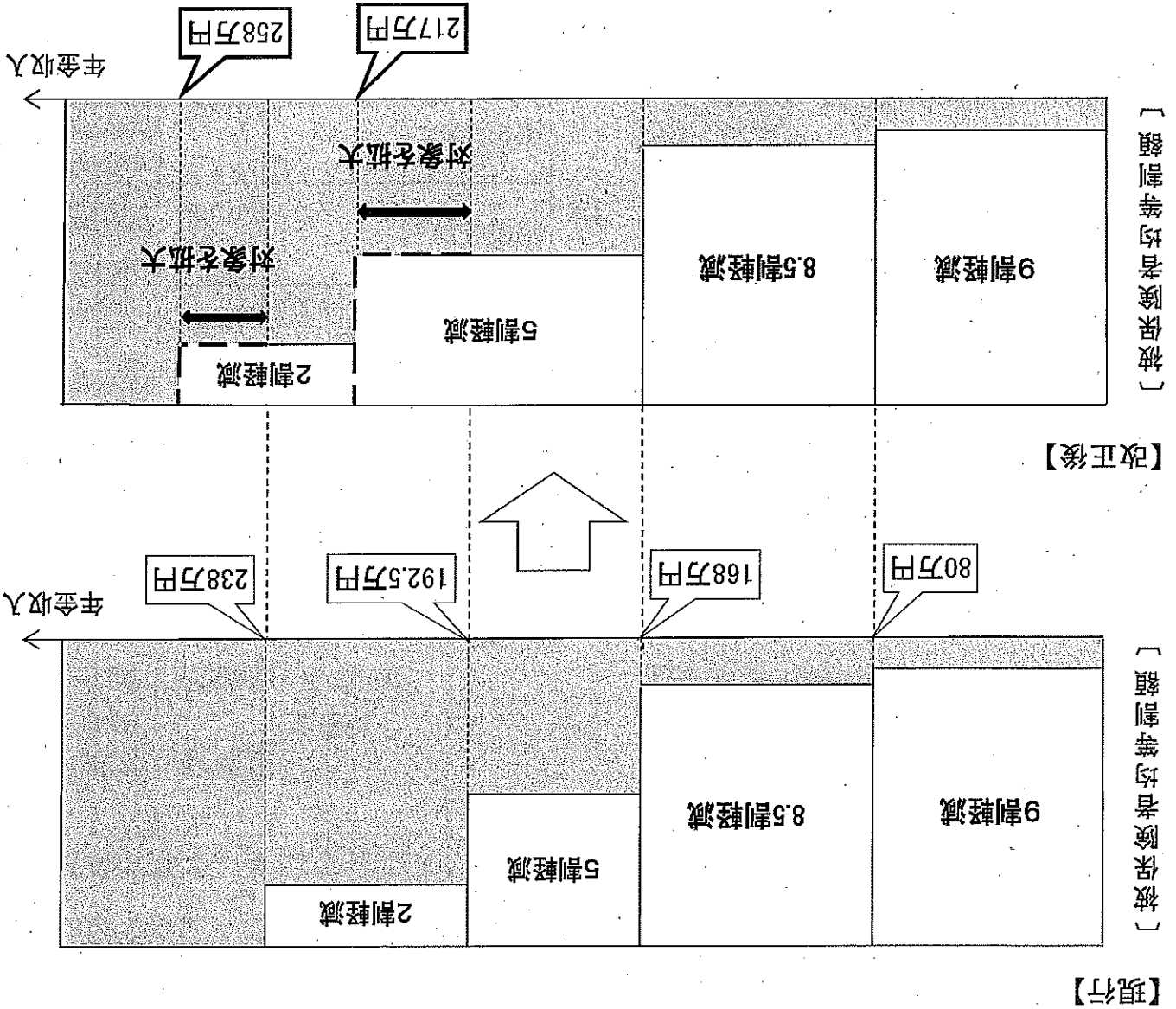
② 5割軽減の拡大

(現行) 基準額

$33万円 + 24.5万円 \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$  【年金収入 192.5万円以下】

(改正後) 基準額

$33万円 + 24.5万円 \times \text{被保険者数}$  【年金収入 217万円以下】



②軽減対象拡大の影響のある対象者数

( ) 内は、全被保険者に占める軽減対象者の割合

区分	拡大前	拡大後	増減
2割軽減	58,700人 (7.4%)	56,050人 (7.1%)	△2,650人 (※)
5割軽減	16,890人 (2.1%)	48,560人 (6.1%)	31,670人
合計	75,590人 (9.5%)	104,610人 (13.2%)	29,020人

※2割軽減については、軽減対象外からの新たな該当者が29,020人である一方で、5割軽減への移行者が31,670人であることにより2,650人の減となる。

③軽減対象拡大の影響がある世帯のモデルケース

夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下の場合

所得割率	(平成24・25年度)	(平成26・27年度)
被保険者均等割額	43,510円	45,761円
所得割率	8.55%	9.00%

夫の年金収入	2,110,000円	2,110,000円
保険料額	59,600円	48,900円
所得割額	24,795円 (5割軽減)	26,100円 (5割軽減)
被保険者均等割額	34,808円 (2割軽減)	22,880円 (5割軽減)
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	34,808円 (2割軽減)	22,880円 (5割軽減)
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	34,808円 (2割軽減)	22,880円 (5割軽減)
所得割額	34,800円	22,800円
保険料額	34,800円	12,000円減

⇨

夫の年金収入	2,580,000円	2,580,000円
保険料額	131,100円	131,100円
所得割額	94,500円	94,500円
被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)	36,608円 (2割軽減)
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)	36,608円 (2割軽減)
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	36,608円 (2割軽減)	36,608円 (2割軽減)
所得割額	36,600円	22,800円
保険料額	36,600円	12,000円減

⇨

夫の年金収入	2,580,000円	2,580,000円
保険料額	133,200円	133,200円
所得割額	89,775円	89,775円
被保険者均等割額	43,510円	43,510円
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	43,510円	43,510円
所得割額	0円	0円
被保険者均等割額	43,510円	43,510円
所得割額	43,500円	36,600円
保険料額	43,500円	6,900円減

平成25年度一般会計補正予算(第2号)について

補正前の額	5,141,520
補正額	206,989
補正後の額	5,348,509

(千円)

1 概要

2 総括表

(千円)

款	項	補正額	説明	備考	歳入		歳出	
					歳入計	歳出計		
1 分担金及び 1 負担金	1 負担金	△24,448	①事務費負担金	歳入④に よる減額				
	2 国庫補助金	192,905	②調整交付金	歳出⑤に 充当				
	2 基金繰入金	2,107	③後期高齢者医療制度臨時 特別基金繰入金	歳出⑥に 充当				
	1 繰越金	36,425	④前年度繰越金	歳入①～ の補填 歳出⑥に 充当				
	歳入計		206,989					
2 総務費	1 総務管理費	195,012	⑤一般管理費	財源は 歳入②、③				
	3 民生費	11,977	⑥償還金	財源は 歳入④				
	歳出計		206,989					

3 歳入予算項目説明

①事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	事務費負担金	事務費負担金
1,234,603	△24,448			
		説明	事務費負担金	

平成 24 年度決算における剰余金残額(歳入④)について、本年度の市町村の事務費負担金へ補填することにより減額

②調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 2 民生費補助金 (千円)

補正前の額	補正額	節	調整交付金	老人福祉費補助金
29,135	192,905			
		説明	調整交付金	

市町村が実施する人間ドック・脳ドック、肺炎球菌ワクチン等の長寿健康増進事業に要した経費について、国から交付されるもので、歳出⑤に充当

③後期高齢者医療制度臨時特別基金繰入金

(款) 6 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (目) 1 後期高齢者医療制度臨時特別基金繰入金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明	後期高齢者医療制度臨時特別基金繰入金
3,787,755	2,107			
			説明	後期高齢者医療制度臨時特別基金繰入金

市町村が実施する制度の周知及び広報の経費の補助の財源とするもので、歳出⑤に充当

④前年度繰越金

(款) 7 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明	前年度繰越金
50,158	36,425			
			説明	前年度繰越金

平成 24 年度決算における剰余金残額を予算措置するもので、歳入①への補填及び歳出⑥に充当

※平成 24 年度決算剰余金 86,583 千円－予算現額 50,158 千円＝36,425 千円



4 歳出予算項目説明

⑤ 一般管理費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費 (千円)

補正前の額	738,365	195,012	負担金、補助及び交付金	一般管理費
補正額			節	説明

市町村が実施する人間ドック・脳ドック・肺炎球菌ワクチン等の長寿健康増進事業並びに制度の周知及び広報に要した経費を補助するもので、財源は歳入②、歳入③

内訳

- ・長寿健康増進事業に係る補助対象市町村・・・54市町村(192,905千円)
- 人間ドック・脳ドック補助対象市町村・・・15市町村
- 肺炎球菌ワクチン補助対象市町村・・・54市町村
- その他の長寿健康増進事業補助対象市町村・・・8市町村
- ・制度の周知及び広報に係る補助対象市町村・・・6市(2,107千円)

⑥ 償還金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	4,398,111	11,977	償還金、利子及び割引料	償還金
補正額			節	説明

国からの平成24年度調整交付金の超過交付額を返還するに当たり、償還金として必要額を予算措置するもので、財源は歳入④

※償還金補正額算出内訳

内訳	区分				
	交付額	確定額	精算額	予算現額	補正額
償還金	181,093	168,958	12,135	158	11,977
後期高齢者医療制度事業費補助金	17,532	17,374	158	158	—
調整交付金	163,561	151,584	11,977	—	11,977



平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

補正前の額	687,103,122	2,346,080	689,449,202
補正額			
補正後の額			

(千円)

1 概要

2 総括表

(千円)

款	項	補正額	説明	備考		
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	△706	△76千円 歳入エによる減額		
				△304千円 歳入キによる減額		
				△326千円 歳入オによる減額		
	2 国庫支出金	2 国庫補助金	467	②調整交付金	76千円 歳入アへの補填	
					326千円 歳入カへの補填	
					65千円 歳入サに充当	
					304千円 歳入イへの補填	
					249千円 歳入シに充当	
					553	③後期高齢者医療 災害臨時特例補助金
					41,547千円 歳入クに充当	
8 繰越金	1 繰越金	2,345,766	④前年度繰越金	2,304,219千円 補正予算額が確定した ことによる増額		
歳出	1 保険給付費	1 療養諸費	314	65千円 財源は歳入カ		
				249千円 財源は歳入ク		
	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金 等	41,547	⑥償還金	財源は歳入ケ	
	7 予備費	1 予備費	2,304,219	⑦予備費	歳入コが確定したこ とによる増額	
	歳入計		2,346,080			
	歳出計		2,346,080			

3 歳入予算項目説明

①保険料等負担金

(款) 1市町村支出金 (項) 1市町村負担金 (目) 1保険料等負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
70,937,114	△706	保険料等負担金	保険料等負担金

ア・イ 東日本大震災の被災者に係る保険料減免相当額の減額

…ア△76千円(調整交付金分)、イ△304千円(災害臨時特別補助金分)

ウ 離職者に係る保険料減免相当額の減額 …△326千円

②調整交付金

(款) 2国庫支出金 (項) 2国庫補助金 (目) 1調整交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
42,619,923	467	調整交付金	調整交付金

エ 東日本大震災の被災者に係る「保険料の減免」の財源として、国から交付されるもので、歳入アへの補填 …76千円

オ 離職者に係る「保険料の減免」の財源として、国から交付されるもので、歳入ウへの補填 …326千円

カ 東日本大震災の被災者に係る「療養の給付に係る一部負担金の免除」の財源として、国から交付されるもので、歳出サ(療養給付費)に充当 …65千円

③後期高齢者医療災害臨時特別補助金

(款) 2国庫支出金 (項) 2国庫補助金 (目) 3後期高齢者医療災害臨時特別補助金(千円)

補正前の額	補正額	節	説明
0	583	後期高齢者医療災害臨時特別補助金	後期高齢者医療災害臨時特別補助金

キ 東日本大震災の被災者に係る「保険料の減免」の財源として、国から交付されるもので、歳入イへの補填 …304千円

ク 東日本大震災の被災者に係る「療養の給付に係る一部負担金の免除」の財源として、国から交付されるもので、歳出シ(療養給付費)に充当 …249千円

【東日本大震災の被災者に対する各減免区分の減免額及び財源内訳】 (千円)

財源内訳	減免額	減免区分			
		保険料の減免	一部負担金の免除	小計	合計
災害臨時特別補助金	調整交付金	原発	平成25年4月～平成26年3月	380	380
		小計		380	380
		原発	平成25年3月～平成26年2月	313	313
		原発以外	月遅れ請求分	1	1
		小計		314	314
		合計		694	694
		調整交付金		141	141
		災害臨時特別補助金		553	553

※原 発 … 東電福島原発事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき指

示により設定された避難指示等対象地域に住所を有していたこと

により避難等した被保険者(対象経費の8割分を災害臨時特別補助

金で、2割分を調整交付金で措置)

※原発以外 … 平成23年3月から平成25年2月診療分の一部負担金について免

除を行い、当該年度に財政支援を受けていない場合、対象経費の

10割を調整交付金で措置

④前年度繰越金

(款) 8繰越金 (項) 1繰越金 (目) 1繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	前年度繰越金	前年度繰越金
9,856,048	2,345,766	2,345,766	前年度繰越金
			説明

ケ 歳出入の財源とするため、平成24年度決算における剰余金の一部を予算措  
置するもので歳出入に充当 …41,547千円

コ 平成25年度補正予算額が確定したことにより、平成24年度決算における  
剰余金残額を予算措置するもので、歳出に充当 …2,304,219千円

※平成24年度決算剰余金 12,201,814千円

－平成25年度繰越金当初予算額 2,680,379千円

－8月補正予算額(償還金分) 7,175,669千円

－2月補正予算額(償還金分) 41,547千円

差引合計 2,304,219千円

4 歳出予算項目説明

⑤療養給付費

(款) 1 保険給付費 (項) 1 療養諸費 (目) 1 療養給付費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
638,369,269	314	負担金、補助及び交付金	療養給付費

サ・シ 東日本大震災の被災者に係る「療養の給付に係る一部負担金の免除」  
として所要額を予算措置するもので、財源は歳入カ(65千円)及び歳入  
ク(249千円)

⑥償還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 2 償還金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
8,059,456	41,547	償還金、利子及び割引料	償還金

ス 国からの平成24年度調整交付金の超過交付額等を返還するに当たり、償  
還金として必要額を予算措置するもので、財源は歳入ク

⑦予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1	2,304,219	予備費	予備費

セ 平成25年度補正予算額が確定したことにより、平成24年度決算における  
剰余金残額を歳入コに予算計上することに伴い、同額を予備費に計上

会計名	平成26年度(案)	平成25年度当初	前年度比
一般会計	9,423,416 千円	5,140,547 千円	183.32%
後期高齢者医療特別会計	705,352,095	679,043,667	103.87
合計	714,775,511	684,184,214	104.47

平成26年度予算(案)は、一般会計として、市町村からの負担金や国の負担金・補助金、臨時特例基金からの繰入金等を歳入として、職員人件費を始めとする事務補助金、臨時特例基金からの繰入金等を歳入として、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る給付業務を始めとする事務的経費並びに保険料軽減に要する費用として特別会計へ繰り出す経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計として、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入として、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

## 2 会計別予算額

平成26年度予算(案)は、一般会計として、市町村からの負担金や国の負担金・補助金、臨時特例基金からの繰入金等を歳入として、職員人件費を始めとする事務補助金、臨時特例基金からの繰入金等を歳入として、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る給付業務を始めとする事務的経費並びに保険料軽減に要する費用として特別会計へ繰り出す経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計として、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入として、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

## 1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、財政運営は保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援分である支払基金交付金などを財源として事業運営を行うものであり、被保険者の動向に注視しつつ、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

平成26年度予算の概要について

(1) 一般会計

歳入の主なもの、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 12 億 2,986 万円、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等の国庫支出金 40 億 8,705 万 9 千円、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金等からの繰入金 40 億 7,517 万 2 千円です。また、歳入の主なものは、給付業務に係る事務経費である給付管理費、保険料軽減措置に要する費用などを特別会計に繰り出す後期高齢者医療特別会計繰出金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等の民生費 86 億 8,519 万 9 千円です。

○歳入

区分	平成 26 年度 (案)		平成 25 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 別当収支	1,229,860	13.05%	1,234,603	24.02%	△4,743	千円	市町村負担金
2 国庫支出金	4,087,059	43.37%	47,290	0.92%	4,039,769	8,642.54	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
3 財産収入	1,023	0.01%	1,626	0.03%	△603	62.92	基金の預金利子
4 寄附金	1	0.00%	1	0.00%	0	100.00	
5 繰入金	4,075,172	43.25%	3,787,756	73.68%	287,416	107.59	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
6 繰越金	30,000	0.32%	50,000	0.97%	△20,000	60.00	
7 諸収入	301	0.00%	301	0.01%	0	100.00	預金利子
(県支出金)	0	0	18,970	0.37%	△18,970	0.00	
歳入合計	9,423,416	100.00%	5,140,547	100.00%	4,282,869	183.32	

1 分担金及び負担金

予算額は 1,229,860 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 4,743 千円の減となっております。

2 国庫支出金

予算額は 4,087,059 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 4,039,769 千円の増となる主な理由は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付時期が、前年度末から当該年度になったためです。



3 財産収入  
 予算額は、1,023千円で、後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子です。前年度と比較し603千円の減となっております。

4 寄附金  
 予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 繰入金  
 予算額は4,075,172千円で、主に保険料軽減措置に要する費用として積み立てた基金から一般会計に繰り入れられるものです。前年度と比較し287,416千円の増となっております。

6 繰越金  
 予算額は30,000千円で、平成25年度決算剰余金見込を計上するもので前年度と比較し20,000千円の減となっております。

7 諸収入  
 予算額は前年度と同額の301千円で、資金の運用利子等です。

(県支出金)  
 保険料不均一賦課負担金については、医療費の地域格差の特例措置が終了したため、予算計上しておりません。

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

4 公債費

前年度と比較し、4,288,061千円の増となる主な理由は、基金の財源となる国庫支出金の交付時期にあわせて、後期高齢者医療制度臨時特別基金積立金の造時特別基金積立金です。

予算額は8,685,199千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料、保険料軽減に要する費用の特別会計への繰出金及び後期高齢者医療制度臨時特別基金積立金です。

3 民生費

予算額は733,523千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金及び電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し5,100千円の減となっております。

2 総務費

予算額は3,693千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し92千円の減となっております。

1 議会費

区分	平成26年度(案)		平成25年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1議会費	千円 3,693	% 0.04	千円 3,785	% 0.07	千円 △92	% 97.57	
2総務費	733,523	7.78	738,623	14.37	△5,100	99.31	一般管理費・電算システム維持管理費
3民生費	8,685,199	92.17	4,397,138	85.54	4,288,061	197.52	給付管理費・後期高齢者医療特別会計繰出金・後期高齢者医療制度臨時特別基金積立金
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5予備費	1,000	0.01	1,000	0.02	0	100.00	
歳出合計	9,423,416	100.00	5,140,547	100.00	4,282,869	183.32	

○歳出

5 子備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

【平成26年度新規事業】

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (節) 13 委託料

項 目	説 明	予算額 (千円)
頻回受診者訪問指導	医療費適正化の一環として、頻回受診者に対して、保健師等により適正受診の促進のための訪問指導を行うもの。	8,424

基金交付金です。前年度と比較し2,005,577千円の増となっております。

予算額は60,822,215千円で、療養給付費等の法定負担金及び県財政安定化

3 県支出金

調整交付金です。前年度と比較し7,916,493千円の増となっております。

予算額は208,818,852千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金及び

2 国庫支出金

ります。

予算額は130,509,826千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療

1 市町村支出金

区分	平成26年度(案)		平成25年度当初		主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比	
1 市町村支出金	130,509,826	18.50%	122,785,922	18.08%	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	208,818,852	29.61%	200,902,359	29.59%	療養給付費負担金・調整交付金
3 県支出金	60,822,215	8.62%	58,816,638	8.66%	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	297,097,126	42.12%	289,164,306	42.58%	後期高齢者交付金
5 特別高年齢医療専門事業交付金	154,180	0.02%	203,490	0.03%	
6 寄附金	1	0.00%	1	0.00%	
7 繰入金	4,058,183	0.58%	3,806,048	0.56%	一般会計繰入金
8 繰越金	3,200,000	0.45%	2,680,379	0.40%	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00%	1	0.00%	
10 諸収入	691,711	0.10%	684,523	0.10%	第三者納付金
歳入合計	705,352,095	100.00%	679,043,667	100.00%	
			26,308,428	103.87%	

○歳入

また、歳入の主なものは、保険給付費6,986億3,505万2千円です。

分である支払基金交付金2,970億9,712万6千円です。

歳入の主なものは、国庫支出金2,088億1,885万2千円、現役世代からの支援

(2) 後期高齢者医療特別会計

- 4 支払基金交付金  
 予算額は297,097,126千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し7,932,820千円の増となっております。
- 5 特別高額医療費共同事業交付金  
 予算額は154,180千円で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し49,310千円の減となっております。
- 6 寄附金  
 予算額は前年度と同額の1千円となっております。
- 7 繰入金  
 予算額は4,058,183千円で、主に保険料軽減に要する費用を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し252,135千円の増となっております。
- 8 繰越金  
 予算額は3,200,000千円で、平成25年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し519,621千円の増となっております。
- 9 県財政安定化基金借入金  
 予算額は前年度と同額の1千円となっております。
- 10 諸収入  
 予算額は691,711千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し7,188千円の増となっております。

2 県財政安定化基金拠出金  
 予算額は1,617,430千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するもので  
 す。前年度と比較し9,571千円の減となっております。

区分	平成26年度(案)		平成25年度当初		前年度比
	千円	%	千円	%	
療養給付費	660,388,429		638,369,269		103.45
訪問看護療養費	3,939,073		3,320,606		118.63
特別療養費	1		1		100.00
移送費	100		100		100.00
高額療養費	30,146,739		29,223,871		103.16
高額介護合算療養費	736,000		490,000		150.20
審査支払手数料	1,143,510		1,313,812		87.04
葬祭費	2,281,200		2,155,000		105.86
合計	698,635,052		674,872,659		103.52

(内訳)

1 保険給付費  
 予算額は698,635,052千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。  
 前年度と比較し23,762,393千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人  
 当たり医療費が増加したためです。

区分	平成26年度(案)		平成25年度当初		主なもの
	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	698,635,052	99.05	674,872,659	99.39	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	1,617,430	0.23	1,627,001	0.24	
3 特別高齢医療共同事業拠出金	154,610	0.02	204,258	0.03	
4 保健事業費	2,459,830	0.35	2,226,274	0.33	健康診査費
5 公債費	24,000	0.00	24,000	0.00	一時借入金利子
6 諸支出名	111,302	0.02	89,474	0.01	保険料還付金
7 予備費	2,349,871	0.33	1	0.00	
歳出合計	705,352,095	100.00	679,043,667	100.00	
					比較
					前年度比
					103.87

○歳出

7 予備費  
 予算額は2,349,871千円で、前年度と比較し2,349,870千円の増となっております。  
 これは、後期高齢者医療制度の財政運営期間が2年間であるため、単年度ベースでの歳入超過相当額を予備費で計上するものです。

6 諸支出金  
 予算額は111,302千円で、主なものは、保険料還付金、還付加算金です。  
 前年度と比較し21,828千円の増となる主な理由は、保険料還付金を支出  
 続に見合った額で計上したためです。

5 公債費  
 予算額は前年度と同額の24,000千円で、一時借入金に対する利子となっており  
 ます。

4 保健事業費  
 予算額は2,459,830千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施し  
 ており、その委託料を市町村に支払うものです。  
 前年度と比較し233,556千円の増となる主な理由は、受診者数の増加による  
 ものです。

3 特別高額医療費共同事業拠出金  
 予算額は154,610千円で、前年度と比較し49,648千円の減となっております。  
 レフト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施  
 する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出  
 するものです。

